

青梅税務署から

確定申告書の作成は自分で書いて早めの提出を!

国税庁・東京国税局のホームページを活用してください。

所得税の確定申告は青梅税務署で3月17日まで行います(土曜・日曜・祝日は除く)。

国税庁ホームページ

「http://www.nta.go.jp」

東京国税局ホームページ

「http://www.tokyo.nta.go.jp」

※白黒(モノクロ)で打ち出した申告書の提出も可能。また、e-Taxによる電子申告は、国税庁ホームページを参照してください。

問合せ青梅税務署 ☎0428・22・3185

公的年金から所得税が源泉徴収されている方

平成19年分の公的年金の源泉徴収票(はがき)で、「源泉徴収税額」の欄に記載のある方は、確定申告により、所得税の過不足額を精算します。超過額は還付され、不足額は納付していただきます。

また、源泉徴収されていない方でも、年齢、扶養親族(配偶者を含む)の有無により、確定申告または市・都民税の申告が必要となる場合があります。源泉徴収票(はがき)をお持ちのう

え、相談日にお越しください。

給与所得者で年末調整をしていない方

勤務先の給与担当者に確認のうえ、確定申告または市・都民税の申告をしてください。

事業主の皆さん、「法定調書」の提出は1月31日まで

給料、退職手当、報酬、不動産の使用料などの支払者は、支払先の住所、氏名、支払い金額などを記載した書類(「法定調書」と言います)を税務署に提出することになっています。

平成19年中に俸給、給料、賃金などの給与等を支払った場合には、支払者は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日までにすべての受給者に交付するとともに、一定金額以上の受給者のものについては、税務署に提出することになっています。

「給与所得者の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は、金額の多少に関わらず、平成20年1月1日現在の受給者の住所地の市町村へ1月31日までに提出してください。

法定調書は、期限内に、記載誤り、記載漏れのないように提出してください。特に、「税務署番号」及び「整理番号」欄の記載漏れには注意してください。

法定調書については、磁気テープ・

磁気ディスク(FD・MO)で提出することができます。税務署への承認申請書等の手続きが必要となりますのでお問い合わせください。

問合せ青梅税務署個人課税第1部門 資料情報担当 ☎0428・22・3185

贈与税の申告について

平成19年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産が、110万円を超える方や、「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。3月17日までに税務署に申告してください。

贈与税の申告書等は、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)からもダウンロードできます。

問合せ青梅税務署

消費税の申告について

平成19年度分の消費税及び地方消費税の確定申告を3月31日までにしなければなりません。

平成17年中の課税売上高により判定しますので、税務署にお問い合わせください。

問合せ青梅税務署

確定申告に伴い税務署が発行する納税証明について

納税証明書には、次の3種類があります。あらかじめ提出先に必要な証明書の種類、年分、枚数等を確認のう

え請求してください。

- ①納付税額の証明
②所得金額の証明
③未納の税額がないことの証明

問合せ青梅税務署

確定申告には社会保険料控除証明書が必要です

国民年金保険料は、全額が確定申告での社会保険料控除の対象となります。

確定申告で社会保険料控除の適用を受ける場合には、納付した保険料を証明する書類の添付が必要です。

社会保険庁では10月1日までに納付いただいた国民年金保険料額を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を11月上旬に送付しています。

確定申告をされる際には、この証明書と10月2日以降に納付した保険料の領収書を併せて添付してください。

また、10月2日から12月31日までの間に、平成19年に初めて国民年金保険料を納付した方には、2月上旬に「控除証明書」を送付する予定です。

「控除証明書」の紛失等による再発行などはお問い合わせください。

問合せ控除証明書専用ダイヤル ☎

0570・00・9911 (I P 電話・P H S から ☎045・326・1840)、青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3414

年金だより

社会保険庁から「ねんきん特別便」をお届けします

基礎年金番号に結び付いていない約5,000万件の記録について、名寄せ(氏名、性別、生年月日の突合せ)作業を行い、結び付く可能性のある記録が出てきた方には3月までに、その他の方には4月から10月の間に加入期間及び加入履歴を記載した「ねんきん特別便」をお送りします。

引越しや結婚などで住所・氏名が変わられた場合は手続きが必要です。手続きが済んでいない方は、「ねんきん特別便」が届かない場合がありますので、次の窓口で手続きをお願いします。

■国民年金第1号被保険者→市役所保険年金課保険年金係

■厚生年金加入者または国民年金第3号被保険者→厚生年金加入者の勤務する会社

■年金受給者→最寄りの社会保険事務所

「ねんきん特別便」が届いたら、記録にもれがないことを確認して、訂正のない方は同封の「確認はがき」を社会保険業務センターに返信してください。

また、年金受給者の方で訂正のある方は、同封の「年金加入記録照会票」に訂正等の内容を記入し、年金証書と印鑑を持って最寄りの社会保険事務所です手続きをお願いします。その他の方で訂正のある方は、同封の「年金加入記録照会票」に訂正等の内容を記入し、社会保険業務センターに返信してください。

問合せねんきん特別便専用ダイヤル ☎0570・058・555

(I P 電話・P H S から ☎03・6700・1144)

国民年金には納付が困難な方のために、色々な制度があります

国民年金には保険料の納付が困難な方のために、申請免除・納付特例・納付猶予制度があります。

申請免除(全額免除・一部免除)被保険者・配偶者及び世帯主の前年の収入が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。

学生納付特例 大学・短大・専修学校等に通っている学生で、前年の収入が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。

若年者納付猶予被保険者(30歳未満)・配偶者の前年の収入が一定基準以下の場合、申請により受けられます。

いずれの制度も承認された期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます(一部免除の期間は、一部納付分の保険料を納めなければ算入されません)。

なお、申請免除の承認期間に限り、年金額の計算に一部反映されますが、学生納付特例・若年者納付猶予制度の承認期間は、保険料の納付がない限り年金額の計算には反映されません。また、承認を受けてから10年までの間に、保険料を納めることができます(追納)。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、経過期間により一定の額が保険料に加算されます。

問合せ保険年金課保険年金係

《聴覚障害者の方へ》広報や市の業務などの問合せは、☎ 552・5150(社会福祉課 F A X)をご利用ください。問合せ 秘書広報課広報広聴係

12月の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係

Table with 5 columns: 測定場所, 飛行回数, 前年同月比, 飛行回数, 前年同月比. Rows include 飛行総数, 昼間, 夕刻, 夜間, 最高音圧レベル.

市民のひろば 個人情報保護制度に関するお問い合わせは、総務課法制総務係へ。個人情報が含まれるため、広報ふっさPDF版からは除いてあります。問合せ秘書広報課広報広聴係

2月の無料相談 ※休日・祝日を除く 問合せ秘書広報課広報広聴係

Table with 5 columns: 相談内容, 期日, 時間, 場所, 備考. Rows include 人権身の上相談, 登記相談, 相続遺言等暮らしの相談, 法律相談, 交通事故相談, 税務相談, 少年相談, 介護保険相談, 子ども相談, 消費者相談, 心配ごと相談, 金融相談.

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)